

2023 年 8 月 17 日

各 位

会社名 イメージ情報開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 代永拓史
(コード番号 3803)
問合せ先 取締役経営管理部長 辻 隆章
TEL 03-5217-7811 (代表)

第三者委員会の提言を受けた再発防止策の策定等に関するお知らせ

当社は、2023 年 8 月 10 日開示「第三者委員会の調査報告書の公表と今後の対応について」で公表したとおり、第三者委員会の提言を受けた再発防止策について下記のとおり実施することを決定いたしましたのでお知らせいたします。株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことをあらためて深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に徹底的に取り組み、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 第三者委員会の提言を受けた当社の基本的な考え

当社は、本パワハラ事案に関して、第三者委員会による原因分析及び提言を真摯に受け止め、当社においてパワハラが二度と発生しない仕組みを構築し、特に被害者を決して生まない組織改革を行う所存です。

2. 代永代表取締役に対して

(1)意識の改革

パワハラ言動を防止するためには、何をさておき本人の意識改革が必要と考えます。何故申告者に対してパワハラを行ったのか自問自答するだけでなく、自身が信頼するものにアドバイスを求めるなどして、自ら意識改革を行い、行動を改める必要があります。まずは始末書を記載し提出することが意識改革の起点となると考えます。2023 年 8 月 31 日までに実施予定です。

(2)パワハラ防止法制の理解及び認識

パワハラ防止法制を理解及び認識する必要があります。調査報告書で指摘されているように自身が社内で実施されたパワハラ研修を含むコンプライアンス研修を未受講であることがパワハラ問題に関する理解を深められていない一因と考えられるため、パワハラ防止法

制の理解及び認識を得るための研修を実施します。2023年9月30日までに初回を実施し、その後継続的に実施します。

(3)会議方法の改革

経営会議、取締役会ともに主宰者は代表者になっており、かつ、会議目的の設定方法や議事進行等についてルールが定められていませんでした。このためどの会議においても代表者の意向が働きやすくなっているという参加者の認識があります。これを改革するため、会議開催時には、会議の目的を事前に設定すること、時間外の突発的な会議を行わないこと、会議時間は合理的な範囲にとどめること、などの基本的な会議ルールを会議主宰者に義務付けるものとします。2023年8月18日より実施予定です。

3. 当社各組織に対して

調査報告書では、企業トップに意見を進言できる経営陣を構成する必要があること、かつコンプライアンス委員会等が形骸化されている、と指摘されているため、これらの組織が再び形骸化しないような取り組みが求められます。取締役会、監査役会、コンプライアンス委員会の体制及び運営に問題があったと認識し、組織としての取り組みを深めるため下記を実行します。

(1)取締役、取締役会、監査役、監査役会に対して

- ・取締役・監査役の役割を再認識するとともに、全ての取締役、監査役に対しパワハラ問題に対する継続的な研修を実施し、取締役、監査役の意識改革を行います。また、これらの研修を、役員のみならず、全ての職員に対しても実施することで全社を挙げてパワハラ撲滅に努めます。2023年9月30日までに初回を実施し、その後継続的に実施します。

- ・当社には役員に対する懲戒処分規定が存在しませんでした。役員処分規定を含む役員就業規則を明文化することで役員の不祥事を抑制することが可能になると考えます。また、役員就業規則で役員候補者選任に関する規則も明文化します。2023年9月30日までに実施予定です。

- ・再発防止に向けて重要な役割を担う取締役、監査役については必要十分な適格を有する資格者を選任する必要があると考えます。役員候補者選任ルールの確立の手法の1つとして、指名委員会等設置を検討します。2023年9月30日までに実施予定です。

- ・すでに生じているパワハラ言動に対する救済や、申告者のアフターフォローの視点で、代表者に対しては、2024年3月まで、パワハラが無くなっているかを、他の役員による客観性ある調査票で判定を行い、また、被害者に対しても十分なケアを行っていきます。2023

年8月18日から実施予定です。

(2)コンプライアンス委員会に対して

パワハラが発生したときに被害者側からみると、どの部署に被害申告をすればよいかわからなかった状況でした。本件に関しコンプライアンス委員会が機能していなかったことを反省し、経営管理部長が委員長を務めるコンプライアンス委員会がパワハラ言動を初期段階で発見するために、パワハラを発見、告発した者が人事上も不利益を受けない制度を構築します。それを実現するために、被害者、申告者が安心して申告できる常設の内部通報制度を設立するとともに、外部の相談窓口の設立も検討いたします。2023年9月30日までに実施予定です。

(3)内部監査室に対して

内部監査室規定が不十分であったため内部監査室は本パワハラ事案に関し、何ら機能していなかったという指摘が第三者委員会からありました。今後は社内で発生したあらゆる問題に内部監査室が対応できるように内部監査規定を見直し、内部監査室が機能できる体制を整えます。2023年9月30日までに実施予定です。

4. 再発防止策遂行責任者について

取締役経営管理部長 辻 隆章が、本再発防止策の実施を推進し、遂行状況のモニタリングを行ってまいります。

以上